

木更津市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るために木更津市（以下「市」という。）が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(提供するサービス)

第2条 無線LANを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次条に規定する無線LANを利用することができる施設において当該無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる施設、場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、利用時間については、各施設のイベント等の実施に合わせ変更することができる。

(利用者の資格)

第4条 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(無線LANの利用)

第5条 無線LAN機能を搭載したパソコン等は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

4 無線LANを利用するための本市への申請等は不要とする。ただし、本規約に同意しなければ利用することができない。

5 無線LANの利用料金は、無料とする。

(利用の手続)

第6条 利用者は、この規約に同意の上、前条に従い無線LANに接続後表示したWebブラウザに必要事項を入力し、利用申込みを行うものとする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者のプライバシー権その他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者もしくは木更津市に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (8) パスワード等を不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) 大きな音や声を上げる等著しく静穏を害し、又は粗野若しくは乱暴な行為
- (12) 座り込み等その他通行、又は施設利用の妨害となる行為
- (13) 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると市長が判断した場合

(運用の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、震災、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他市長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 市長は、無線LANサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得た情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。利用者の機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANサービスを利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第11条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規約は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日変更)

本規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月11日変更)

本規約は、平成28年6月11日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日変更)

本規約は、平成29年3月17日から施行する。

附 則 (平成元年7月1日変更)

本規約は、平成元年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

無線 LAN 設置場所	利用日	利用時間	利用場所
木更津市役所 駅前庁舎	開庁日	8:30～17:15	駅前庁舎内
木更津市役所 朝日庁舎	開庁日	8:30～17:15	朝日庁舎内
観光案内所	開館日	9:00～17:00	観光案内所付近
中央公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近 第6会議室付近
富来田公民館	火～日	9:00～17:15	展示ホール付近
岩根公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
鎌足公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
中郷公民館	火～日	9:00～17:15	1階ホール付近
富岡公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
文京公民館	火～日	9:00～17:15	休養室付近
八幡台公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
東清公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
清見台公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
畑沢公民館	火～日	9:00～17:15	玄関ホール付近
岩根西公民館	火～日	9:00～17:15	玄関ホール付近
西清川公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
波岡公民館	火～日	9:00～17:15	事務室付近
桜井公民館	火～日	9:00～17:15	玄関ホール付近
木更津金田バスターミナル	開館日	4:00～0:45	待合所付近
木更津市金田地域交流センター	開館日	8:30～21:30	交流センター内

※利用日については原則各施設の開館日に準じています。

※電波状況によっては、繋がらない場合もございますので、予めご了承下さい。